

2 八 医 地 発 第 1 5 1 号  
令和 2 年 (2020 年) 12 月 3 日

市内医療機関、高齢者施設等関係者 各位

八王子市長 石森 孝志  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症入院患者の転院（転所）受入れの御協力について（依頼）

日頃より、本市の医療保健行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）は、第三波の様相を呈しており、かつ、第一・二波以上に患者が重症化する傾向にあります。本市においては、東京医科大学八王子医療センターをはじめ受入病院に同患者の対応をお願いしているところですが、先般の陽性者の増加により、入院病床が逼迫しつつあります。

一方で、新型コロナも第一・二波を経て、国内外の知見の集積により、「発熱等の症状が出てから 7～10 日を経つと、仮に PCR 検査で陽性であっても、感染性は極めて低くなること」がわかってきました。国においても、前述を根拠にした退院基準を示しております※。

つきましては、新型コロナ受入病院には、現在有症状者の治療に専念いただくため、感染後患者については、発症日から 10 日間を経過し、かつ症状軽快後 72 時間を経過した場合には速やかに地域の医療機関、高齢者施設等への転院（転所）を進めたく、御協力を賜れますと幸甚です。

新型コロナ受入れ病院を中心に、各医療機関や高齢者施設等の協力をもとに展開して参りました「WEB 会議」や「WEB セミナー」で培い、より強固なものとしてきた地域連携の絆を今こそ形にすべき時であると考えます。限りある医療資源を効果的、効率的に運用し、八王子市民を新型コロナから守るため、何卒、御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、転院（転所）受入れに御協力をいただいた医療機関や高齢者施設等には、受入れ謝金等の支援スキームを検討中であることを申し添えます。

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院の取扱いについて（再周知）」【令和 2 年 11 月 25 日付 厚生労働省健康局感染症課通知】

八王子市医療保険部長 古川 由美子

八王子市 医療保険部 健康部

新型コロナ感染症地域医療体制整備チーム

担当課長 菅野 匡彦